

# 令和6年度児童福祉関係事業の変更・新規について

## 1. 子ども食堂への助成について（改正）

### ■子ども食堂助成変更点

#### ○対象要件

項目	変更前	令和6年4月以降
定義	概ね3歳から小学3年生までの児童及び保護者に対して食事の提供等を行う施設	こども及び保護者に対して食事の提供等を行う施設
回数	年間3回程度	年間12回以上行う予定
人数	未設定	5名以上の参加、5食以上提供する

#### ○子ども食堂支援補助

	変更前	令和6年4月以降
新規	開設時補助（上限5万円）	廃止（新規開設には愛知県子ども食堂新事業費補助金（10万円/1カ所）あり）
	愛知県子ども食堂推進事業費補助金の採択を受けている団体は対象外	愛知県子ども食堂推進事業費補助金の採択を受けている団体も対象
継続	対象経費	保険料、食材、消耗品、広報、光熱水費等
	補助額	25,000円/年
	補助期間	25,000円/年 継続して3年 なし

## 2. 改正児童福祉法による変更など

### (1) こども家庭センター設置（新規）

#### ■業務

- ・「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」において実施している相談業務等の取り組みに加え、「サポートプラン作成」や「地域資源の開拓」を行う。

#### ■設置場所

- ・「こども家庭課」（新規）に設置。児童福祉に関する相談業務は「こども育成係」（仮称）、母子保健に関する相談業務は「母子保健係」（仮称）で対応する予定。

### (2) 家庭支援事業

改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための事業拡充を図るため、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業が「家庭支援事業」として位置づけられ、市区町村において計画的整備を行い、特に支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置をすることとされた。

#### (2) - 1. 子育て世帯訪問支援事業（新規）

##### ■概要

- ・家事・育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

#### (2) - 2. 親子関係形成支援事業（新規）

##### ■概要

- ・こどもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。